

平成29年度
第1回兵庫県都市計画審議会

平成29年11月14日(火)
兵庫県農業共済会館7階 大会議室

【会長挨拶】

【議案審議】

○議長 それでは、第1号議案、姫路市に係ります、「中播都市計画道路（3. 5. 17号城北線ほか4路線）の変更」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第1号議案、「中播都市計画道路（3. 5. 17号城北線ほか4路線）の変更」について御説明いたします。資料1は、1ページから19ページ、資料2は1ページ、2ページ、資料3は1ページから13ページでございます。

本県では、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性を持った選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画道路網の見直しを行っております。第1号議案につきましては、この都市計画道路網の見直しに係る案件でございますので、まずは、見直しの全体状況について御説明いたします。

前面スクリーンを御覧ください。都市計画道路網の見直しに係る見直しの検証の進め方について説明しております。

まずはステップ1では、見直しの評価の準備段階として、路線の階層性の設定など「基礎条件の整理」を行い、次にステップ2では、県の視点に基づく必要性の検証として各路線に求められている交通機能や防災機能など、「客観的な評価項目に基づく検証」を行うとともに、既存道路等による機能代替の可能性を検証し、可能性がない道路は「必要性を有する路線」、可能性がある路線は「必要性を有しない路線」と分類し、続いてステップ3では、市町の視点に基づく再検証として、ステップ2の検証結果について、プロジェクト関連や文化財の保存など「地域固有要素による検証」を行い、「存続候補路線」と「廃止検討路線」に分類し、そして最後のステップ4では廃止や現道打換など「見直し案の確定」を県と市町が一体で作業を進めてまいりました。

県内各市町の見直し状況について御説明いたします。

まず濃い灰色で示しておりますのが、これまでに廃止等の都市計画変更手続きを完了した、あるいは検証の結果、廃止等の見直しがなかった35市町でございます。また、検証対象の都市計画道路のない4市町を白色で、独自に見直しを行っております神戸市を薄い灰色で示しております。そして赤色で示しております姫路市が今回付議する対象となります。

都市計画道路網の見直しにつきましては、平成 23 年度から市町とも連携して進めてまいりましたが、今回付議します姫路市の都市計画変更手続の完了をもって終了ということになります。

それでは、姫路市の変更内容について御説明いたします。

画面中央付近に姫路市役所を示しております。姫路市では、51 路線の都市計画道路について検証を行いました。検証の結果、県決定が 4 路線で赤色の実線で示しております「城北線」、「太市線」、「夢前川左岸線」、「北山線」。市決定が 18 路線で合計 22 路線について廃止等の変更を行うことになりました。残る路線につきましては存続する路線となっております。

また、市決定の都市計画道路の廃止に伴いまして県決定の「城北線」及び「荒川線」において、一部分区域を変更いたします。それでは、順に説明いたします。

最初に、都市計画道路「城北線」でございます。城北線は、市内を東西に横断し、市街地の発展に寄与する幹線道路として、昭和 21 年に都市計画決定されました。城北線の変更は、加西市との市境部において一部の区間の廃止と、関連する市決定の下寺町線及び新在家線との交差部において一部区域の変更するものでございます。

それではまず、市境付近の一部区間の廃止について御説明いたします。

平面図を御覧ください。赤色の実線で示しております、全区間約 14 キロメートルのうち、約 1,390 メートルについて廃止するものでございます。

現況写真でございます。本路線は、市街地の発展のために決定された道路ですが、御覧のとおり廃止区間は山間部に位置しており、現在、沿道の利用はなく、また将来もその見込みがないことから、当区間を廃止するものでございます。

続いて、同じく城北線につきまして、関連する市決定の都市計画道路の廃止に伴い、交差部の区域を変更する箇所でございます。平面図を御覧ください。市決定の都市計画道路下寺町線及び新在家線の一部区間の廃止に伴い、それぞれ赤色で示しております交差部の区域を削除いたします。

続いて、都市計画道路「太市線」について御説明します。

太市線は、市西部を南北に走る道路で、都市施設配置の根幹となり、市西部の南北交通を円滑に処理する幹線街路として昭和 32 年に都市計画決定されました。変更は、全区間約 8,340 メートルのうち、赤色で示しております南北の二つの区間、合わせて約 1,530 メートルを廃止するものでございます。

まずは南側の区間でございます。山陽電鉄網干線と交差する区間で、周辺は市街地が形成されており、現道はございません。しかし、山陽電鉄網干線と交差する道路として、本路線の西側に整備された県道大江島太子線により、求められた機能が確保されていることから、今回、赤色で示しております約 380 メートルについて、廃止するものでございます。

写真を御覧ください。県道大江島太子線の北向きの状況で、幅員 7 メートルの 2 車線で整備されており、交通が円滑に処理されております。続いて北側の区間です。太子町との市町境界と都市計画道路田井線を結ぶ区間で、一部区間において、線形が計画と異なっておりますが、県道石倉太子線として整備されており、交通処理機能上の問題はございません。そこで今回、赤色で示しております約 1,150 メートルについて廃止するものでございます。

写真を御覧ください。県道石倉太子線の南向きの状況で、幅員 11 メートルの 2 車線で整備されており、交通処理が円滑に行われております。

続いて都市計画道路「夢前川左岸線」です。

夢前川左岸線は南北方向の交通処理に寄与する道路として、昭和 37 年に都市計画決定されました。

平面図を御覧ください。画面は右が北側を示しております。周辺では、県道姫路環状線により、円滑な交通処理が行われており、本路線に求められた機能が確保されております。そこで、全区間約 7,460 メートルのうち、赤色で示しております約 3,830 メートルについて、廃止するものでございます。

写真を御覧ください。県道姫路環状線の北向きの状況で幅員 10.5 メートルの 2 車線で、片側に 3.5 メートルの歩道が整備されております。また本線につきましては、今回の一部区間の廃止に伴いまして、位置図に示しておりますとおり、廃止区間を挟んで北側と南側が存続区間となります。このため、存続区間の北側を「夢前川左岸線」、南側を「英賀西線」に名称変更いたします。

続きまして、都市計画道路「北山線」でございます。

北山線は増大する都市内交通に対処する幹線街路として、昭和 39 年に都市計画決定されましたが、現道及び周辺道路により本路線に求められている機能が確保されていることから、全区間を廃止するものでございます。

平面図を御覧ください。本路線は、赤色で示しております東西の路線で、一部区間において線形が計画と異なっていますが、県道神戸加古川姫路線として 2 車線で整備されており、交通処理機能上の問題はございません。また、本路線は市街化調整区域に位置し、約半分は山間部

を通過しており、大半の区間では歩行者の需要はございませんが、沿道に集落がある区間につきましては歩道が整備されており、国道 372 号までは北側の地区内道路と合わせて通学路等に利用されております。

写真を御覧ください。御覧のとおり、沿道は一部が倉庫等に利用されておりますが、それ以外は山林となっております。

最後に、都市計画道路「荒川線」でございます。

市決定の都市計画道路岡田東西線の廃止に伴い、隅切り部の区域を削除いたします。

住民説明会や縦覧などの状況でございます。姫路市におきまして、平成 28 年 6 月及び 8 月に住民説明会を開催するとともに、11 月 29 日から 2 週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はなく、本案について姫路市に意見を聞いたところ、「異存なし」との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。

○25 番 25 番でございます。

今回の議案のうち、城北線の決定、とりわけ姫路市決定の新在家線の廃止に伴う部分でございますが、これにつきましては、私も姫路市の市民でございますので新在家線に該当するところ、現在も市道でございます。ここを通行することがございまして、地元の間人の中ではこの新在家線の該当地域は抜け道となっておりますわけでございます。抜け道といいますのは車が交差する際に、非常に狭いということで利便性の面を考えますとこれは当初の計画どおり整備したほうが住民にとってはプラスであろうと思うわけでございますが、ただ土地の値段等大変高い地域でありますし、費用対効果という面では整備しないというのも、これももちろん姫路市さんが決定する事項であると考えておりますけれども、そういう流れの中で新在家線は都市計画決定を行わないというように決まったと理解してよろしいでしょうか。その点だけ確認させていただきます。

○議長 事務局、御回答をお願いします。

○事務局 新在家線につきましては、委員の御指摘のとおり姫路市決定となっております。その理由ですが、新在家線は姫路市の中心部における円滑な交通を確保する幹線であり、昭和 38 年に決定された路線でございますが、周辺市街地の状況などから当該に求められる機能が現道

及び周辺等で確保されていることから一部区間を廃止するというごさいますので、我々としても姫路市さんが決定されたということで、これは妥当ではないかと考えております。

○議長 いかがでしょうか。ほかに御意見はございますか。

○27番 27番です。

夢前川左岸線のことについて少し意見を言わせていただきたいのですが、ここは昭和35年に都市計画決定されて50年ぐらいたっているわけです。その間この都市計画決定がされた土地の所有者については、過去さまざまな制限が加えられて、大変そういう思いを長い間させてきたということだと思えますけれども、今回、夢前川右岸線も開通しますし、人口もどんどん減っていくという中でこの夢前川左岸線の必要性がどうかということでこういう決定が議案として今出されているわけなんですけれども、この50年間土地の制約がかけられて、この夢前川左岸線というのは現道がもう半分はできてしまっているんです。2車線で路肩もあって、歩道もある大変立派の道路がもう半分ぐらできていて、突然すんとガードレールで道が遮られてしまうという、そういう道路の形状に今なっているので、住民の方からすれば当然これが2号線までつながっていくんだという、そういう期待も持っておられる方もおられれば、今回、都市計画決定の変更によって土地の制限が解かれるということで、喜んでおられる方も一方におられるということです。

ただ、この50年間制限がかけられた土地、あるいは今後道が開通することによって楽しみにしていた方も含めてなんですけれども、十分に地域の住民に説明がされたかということが私は大変疑問なんです。今回、法的な説明会というのは1回だけされているんですけれども、参加者がわずか3名だけなんです。事前の説明では、自治会の方とかには説明がされているんですけれども、それでも自治会長に50名程度の説明しかできていないということです。だから、この周知の方法が本当にこれで十分足りているのかということだと思えます。都市計画法を読ませていただくと、この3条のところに「地方公共団体の責務として、住民に対して情報の提供に努めなければならない」と、これが地方自治体に課せられた責務なんですけれども、実際、法的な説明を受けた住民というのはわずか3名にとどまっていると。ただ、これ後から産業廃棄物の設置の議案も出てくるんですけれども、ここでは回覧板を地域で回して産業廃棄物の設置できるという、そういう周知方法をとっているんですけれども、今回の夢前川左岸線については、「広報ひめじ」という姫路市が発行しているパンフレットなんですけど、それと告示だけしかされていないと、その結果説明会に参加したのはわずか3名だということなんですけれども、これでこの都市計画法にある「住民に対して情報の提供に努めなければならない」

と、これ地方公共団体の責務としてこうあるわけなんですけれども、この責務が十分に果たされたと思われているのかどうか。今後、何かその周知の方法にも改善が必要ではないのかなとも思っているんですけれども、その辺何か御意見があれば聞かせてください。

○議長 お願いいたします。

○事務局 今回の法定説明会の周知の方法なんですが、委員御指摘のとおり、今回は市の広報誌とホームページということになっています。このほかにどんな方法があるかとなりますと、委員の御指摘のとおり印刷物の回覧であるとか、そういうところに配布とかになるんですが、今回、我々が考えていますのは、それで著しく周知方法に落ち度があったというのは考えておりません。

それと今回、都市計画道路網が見直しということで姫路市のほうでパブリックコメントを実施しております。このパブリックコメントにつきましては、平成 26 年 11 月 10 日から 12 月 15 日に行われております。このパブリックコメントの実施に当たって、パブリックコメントの期間中に都市計画道路の見直しの方針案ということで姫路市の 13 地区を回って説明会をされております。今回の当該路線、夢前川左岸線につきましてはこのパブリックコメント期間中の見直し方針の説明ということで 2 会場でやられてます。2 会場で合計 60 名の方の参加がございました。それと委員のお話にありました任意の説明会ということで夢前川左岸線がございます地元の八幡小学校区自治会長さんのほうから、法定説明会、これ平成 28 年 6 月 30 日に開催されたのですが、その前に任意の説明会を開催してほしいということで、この小学校区を対象に任意の説明会を、姫路市さんのほうが開催されております。これが平成 28 年 2 月 13 日に開催されておまして、そのときの説明会の参加人数が合計 49 名ということでございます。先ほどのパブリックコメントの説明会は 60 人ということでございますので、確かに法定説明会は 3 人と少ないですけども、それまでの説明会はおおよそ 100 名以上の方が参加をされているということで、こういうパブリックコメントとか任意説明会をしていく中で、中身を理解されて、そんな格好で法定説明会はちょっと人数が減ったのかというふうに考えております。

○議長 いかがでしょうか、よろしいでしょうか。ほかに御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 それでは、第 1 号議案につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がないようですので、第 1 号議案については、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして第2号議案、高砂市に係ります「東播都市計画道路（3. 5. 264号農人町線ほか1路線）の変更」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、第2号議案、「東播都市計画道路（3. 5. 264号農人町ほか1路線）の変更」について説明いたします。なお、本議案につきましては、先ほど説明しました都市計画道路網の見直しに係る案件ではなく、通常の変更案件となりますので、よろしくをお願いいたします。

資料1は、21ページから27ページ、資料2は3ページ、4ページ、資料3は、15ページから18ページとなっております。

前面スクリーンを御覧ください。中心付近に高砂市役所を示しています。都市計画道路「農人町線」は、高砂市の南東部を走る路線で、市南東部の健全なる発展に資する路線として、昭和22年に都市計画決定されております。また、都市計画道路「東宮町線」は、農人町線から南へ走る路線で、農人町線と合わせて都市計画決定されております。今回は、農人町線の一部と、農人町線の変更に伴い、東宮町線の交差点付近について変更を行うものでございます。

これら路線の周辺の状況でございますが、道路区域を含む緑色で示しております地域が、「景観の形成等に関する条例」による「歴史的景観形成地区」に指定されております。文化財の保存など、歴史的な景観を生かしたまちづくりが進められております。

まず、農人町線の変更について説明いたします。航空写真で説明させていただきます。

中央付近に、今回変更いたします「藍屋町交差点」から「永楽橋東交差点」の区間を示しております。この区間には、平成25年に国登録有形文化財に登録されました「大崎家住宅主屋」という古民家が建っております。今回は、先ほど説明しました周辺のまちづくりの状況を踏まえ、この古民家を保存することとし、そのために必要な道路区域などを変更するものでございます。周辺では「花井家住宅主屋」や「松宗蔵」などの国登録有形文化財も存在しており、「大崎家住宅主屋」とこれらを一体となって保存することで、地区全体の歴史的まちなみの景観が保全されることとなります。

具体的な変更内容について、御説明します。計画図を御覧ください。

藍屋町交差点から永楽橋東交差点までの約220メートルについて、現道の南側及び北側の両側へ拡幅する計画から、「大崎家住宅主屋」がある南側の拡幅を取りやめ、道路幅員は変更せず北側のみの拡幅とし、「大崎家住宅主屋」を保存しようとするものでございます。図面の黄色の区域を削除し、赤色の区域を追加いたします。

続いて、周辺の現況写真でございます。西側から東方向を撮影した写真でございます。右側

が「大崎家住宅主屋」でございます。なお、この位置では、現道の幅員は約 8.2 メートルで歩道は整備されておらず、車と自転車・歩行者が混在している状況でございます。次に幅員構成につきましては、今回車線数の変更はございませんが、現在の幅員 4 メートルの自転車・歩行車道と 0.5 メートルの路肩を、幅員 3 メートルの歩道と幅員 1.5 メートルの自転車専用通行帯、通称自転車レーンに変更いたします。

続いて、東宮町線について御説明いたします。

中心付近に農人町線と東宮町線の交差点の「藍屋町交差点」を示しております。東宮町線は農人町線の線形変更に伴い、起点の位置を北側へ変更するとともに、黄色で示しています交差点の隅切部を削除いたします。

縦覧等の状況でございます。

高砂市におきまして、平成 29 年 3 月に住民説明会を開催するとともに、8 月 22 日から 2 週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はなく、本案についての高砂市の意見につきましても「異存なし」との回答をいただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、御意見がございましたらよろしく願いいたします。御質問等ございますでしょうか。

それでは御質問等がないようですので、お諮りをいたします。

第 2 号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がないようですので、第 2 号議案については原案のとおり可決いたします。

引き続きまして第 3 号及び第 4 号は県決定の都市計画案件ではなく、建築基準法第 51 条ただし書きによる付議でございます。

産業廃棄物等の処理施設を建築する場合は、原則として都市計画でその敷地の位置を決定する必要がありますが、ただし書きにより、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画上の支障がないと認めて許可した場合については、計画決定を要しない旨規定されております。

それでは、第 3 号議案、明石市に係ります「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第 3 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明させていただきます。

初めに資料 2、議案説明資料の 5 ページ、6 ページを御覧ください。

敷地の位置は、二見人工島に位置する工業専用地域であり、周辺は工場・倉庫等が立地しております。

申請の理由についてですが、本案は、再生重油工場として、既に稼働している施設でございまして、取り扱っている廃油が「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物となる廃油の油水分離施設に該当する計画のため、建築基準法第 51 条ただし書き許可を受けるものでございます。

施設の概要についてですが、本施設は、各事業者から廃棄される油に対して、代金を支払い収集し、再生重油に加工販売しており、この場合は産業廃棄物に該当しないため、「建築基準法」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可が不要となっております。しかしながら、各事業者から廃棄される油に対して、代金を支払うのではなく、逆に処分費用を受け取る場合は、同じ廃油であっても産業廃棄物とみなされ、その処理量が 1 日当たり、30 立方メートルを超える場合は、その他政令で定める処理施設に該当することとなります。

今後、申請者は再生重油価格の推移等により、各事業者から収集する廃油の処分費用を受け取り、引き続きリサイクルを行うため、現在稼働中の施設が「建築基準法」並びに「廃棄物処理法」の許可が必要な施設となります。なお、この計画におきまして、施設の増設等はございません。

その他の施設の概要につきましては、以下に記載のとおりでございます。

それでは恐れ入りますが、前面スクリーン、または資料 3 の 19 ページから 22 ページを御覧ください。

この図は用途地域図でございます。赤の四角が申請地の部分で、二見人工島内の工業専用地域に位置しております。御覧のとおり、人工島の大部分が工業専用地域に指定されております。

こちらは、申請地周辺の航空写真でございます。周辺の環境は、工場が立ち並び、申請地の東側及び南側は道路に接しており、画面下側は、海に面している状況でございます。

こちらは、申請地の配置図で黄色で示した部分が許可関連施設でございます。

次に再生重油のリサイクルの手順についてですが、使用済みとなった原料の廃油を各事業者から車両にて収集、分析の後、①の保管タンク等に一時保管します。その後、②の油水分離機に送り、水分を取り除き、振動ふるい機により不純物の除去後に再生重油となり、③の製品タンクへ保管され、④の製品充填場から出荷の手順でリサイクルが行われております。

続きまして、事業者が実施しました生活環境影響調査の結果について御説明いたします。

この図は調査箇所を示した配置図となっております。騒音及び振動に関する調査は、図の赤い四角の部分で隣接地側の2カ所で行っております。悪臭物質の調査は赤い丸の部分で、風上・風下の2カ所で行っております。騒音及び振動につきましては、24時間の調査を行っており、各時間帯とも基準値を下回る調査結果となっております。悪臭物質につきましては、2回に分けて調査を行っており、対象となる悪臭物質でありますアンモニアとアセトアルデヒドの2つの物質が検出されましたが、どちらも環境保全目標値を下回る調査結果となっております。なお、その他の悪臭物質につきましては、計測できる下限値未満という調査結果となっております。

次に、先ほど開催されました事前説明会におきまして、委員の方から御質問もございました臭気調査の方法についてですが、法令上問題はなく、臭気が発生する可能性の高い営業時間内の工場の稼働ピーク時に試験採取の方法でよいことを再確認しましたことを御報告させていただきます。

続きまして、事業関連車両の走行に関する調査について御説明いたします。

調査は申請地の搬出ルートであります二見人工島入り口の二見大橋付近で車両の騒音、振動及び交通量の調査を実施しております。車両の騒音調査につきましては、図の赤丸の2カ所で、振動調査につきましては、道路側の赤丸の1カ所で行われています。車両の騒音及び振動調査につきましては24時間の調査を行っており、それぞれの地点において、基準値を下回る調査結果となっております。

次に、交通量の調査につきましては、騒音、振動調査を行った同じ地点におきまして、通過する車両の台数を調査実施しております。調査は24時間実施しており、人工島の搬出入の全ての通行車両台数は上り・下りの双方向の合計で、1万3,794台でございました。既に稼働中の施設における運搬車両の増加は往復で104台程度を予想しており、増加分交通量と与える負荷は全体の0.7%程度とごくわずかで、環境に大きな影響を与えるものではないと考えております。また、この104台の数値は、仮に工場が24時間稼働したと仮定した場合の増加見込み台数であり、実際には特別な場合を除き、昼間みの営業時間になるため、運搬車両の台数が現状と変わるものではございません。

この図は、この施設に係る車両の通行ルートを示したもので、加古川バイパスと第2神明道路が主な経路となっております。

なお、生活環境調査の結果につきましては、市及び県の環境部局も事前に確認しております。最後に地域住民説明会と実施状況について御説明いたします。

地元説明会につきましては、平成 28 年 8 月から 11 月にかけて、事業者であるダイセキより、二見人工島の対岸及び県道二見港土山線に隣接する各自治会、漁業協同組合などの代表者に事業の説明及び生活環境影響調査結果の報告が行われましたが、特に意見はなかったとの報告を受けております。また事業者が、各自治会及び漁業協同組合に対して事業の説明会の開催を提案しましたが「地域への大きな影響がないため必要ない」との回答であったと報告を受けております。

次に、事業計画書等の縦覧についてですが、縦覧期間を、平成 28 年 12 月 1 日から 12 月 30 日までとし、事業者から各自治会に対して縦覧の案内文の回覧を依頼し、自治会内に伝えられております。その結果、事業者の事務所内において、その期間に事業計画の縦覧を行い、意見書の提出を求めましたが、意見書の提出はなかったとの報告を受けております。

最後になりますが、平成 29 年 8 月 29 日に、市の都市計画審議会に諮問しました結果についてですが「異存なし」との答申を受けております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、御意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。御質問はございますでしょうか。

御質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第 3 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がないようですので、第 3 号議案については原案のとおり可決いたします。

この結果は、直ちに特定行政庁である明石市長あてに答申することといたします。

続きまして、第 4 号議案、播磨町に係ります「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは第 4 号議案、播磨町新島における「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。

本議案の記載部分につきましては、資料 1 では 33 ページから 36 ページまで、資料 2 は 7、8 ページ、資料 3 は 23 ページから 28 ページまででございます。

本施設は、廃プラスチック類及びがれき類を破砕する処理施設について建築基準法第 51 条ただし書き許可を受けるものです。

前のスライドで説明させていただきます。まず、廃棄物処理施設の概要について説明させていただきます。

事業者は木村工業株式会社、本社は明石市大久保町にございます。計画地は加古郡播磨町新島にございます。本計画の敷地の面積は、3万8,100平方メートル、建築物全体の建築面積は1万1,962.70平方メートル、延べ面積は1万3,795.08平方メートル、そのうち本許可申請を行う部分の延べ面積は、2,298.73平方メートルにございます。

事業者は平成12年から産業廃棄物処理業を始めております。また、播磨町では平成26年から本施設におきまして、使用済みの小型電子機器を購入しまして破砕を行い、金属、プラスチック類などの再資源化原料として分類する再生処理施設を稼働させております。今後は、使用済みの小型電子機器を引き取る際、購入するのではなく処分費用を受け取る場合がございます。その場合は先ほどの明石の案件と同じでございますけれども、廃掃法上の廃棄物となります。そして1日当たり6トンを超える廃プラスチック類を破砕する産業廃棄物処理施設に該当することになるため、また必要に応じまして、がれき類も受け入れる計画にございますので、建築基準法を第51条ただし書きの許可を受けるものでございます。

本計画の敷地の位置でございますが、赤色の四角で表示しております箇所でございます。JRの土山駅から南西へ約4.5キロメートル、播磨町臨海部の播磨町新島の中央に位置しております。都市計画区域の市街化区域内の工業専用地域にございまして、敷地周辺である新島はその大部分が工業専用地域となっております。

次は、敷地から300メートル以内の建築物の用途別現況図でございます。計画地は赤で囲んでおります。周辺の建築物の状況でございますが、主に青色で示す工場が多数立地しております。一部茶色で示す部分は公共用の建築物です。こちらは本計画の敷地のすぐ北側に立地しております新島中央公園の管理施設でございます。この公園は周辺工場の従業員のためのレクリエーション施設として整備されたものです。

こちらは敷地周辺の航空写真でございますが、計画地の周辺は先ほども申しましたとおり、工場地帯となっております。現在、計画地には既に工場及び事務所が建っております。本施設は、これらの既存建築物の一部を使用するものであるため、本申請では新たな建築の計画はございません。

次に、当該施設への搬入・搬出経路でございます。

車両による陸送であり、幅員23.5メートルの町道新島中央幹線、幅員21.2メートルの県道539号東播磨港線及び幅員20メートルの県道382号本荘平岡線を経路としております。交通量

につきましては、県道 382 号本荘平岡線の青色の四角で表示しております地点で調査しております。現地調査の結果、平日 1 日当たりの自動車類の合計台数は、約 1 万 4,000 台、そのうち大型車は約 3,000 台となっております。今回の当該施設の稼働により、増加する車両台数は 1 日当たりで最大 31 台と予測されておまして、増加率は 1 % 未満でございまして交通に著しい支障を及ぼすものではないと考えております。

周辺事業者等に対しまして、既に説明を行いまして、施設の設置及び操業につきましての了承を得ております。また、播磨町の都市計画マスタープランに即したものでございまして、播磨町都市計画審議会におきまして、「敷地の位置は都市計画法上支障がないと認める」という意見をj得ております。なお、当施設は産業廃棄物処理施設の許可申請と合わせまして、廃プラスチック類を破碎する一般廃棄物処理施設の許可申請も行っております。こちらにつきましては、播磨町の都市計画審議会に付議しまして、同審議会より「支障なし」との答申を得ていることを報告させていただきます。

続きまして、施設の概要を説明いたします。

今回の対象でございます申請に係る建築物の部分を赤色で示しております。こちらが破碎棟でございます。こちらが保管庫及び事務所でございます。敷地内の赤色で示している部分以外につきましては、主に工場として利用しており、産業廃棄物等の処理を行いません。

こちらは破碎施設のフロー図でございます。回収してきた廃棄物を破碎機にかけます。その後、磁選機にかけ鉄くずを取り出します。この鉄くずは再資源化原料として売却先へ出荷します。鉄くず以外はさらにふるい機にかけまして 10 ミリメートル以下の廃プラスチック類とそれを超えるものに分けます。10 ミリメートル以下の廃プラスチック類につきましては主に再資源化原料として売却先へ出荷されます。10 ミリメートルを超えるものにつきましては、アルミセパレーターにより非鉄金属くずと廃プラスチック類に分けまして、それぞれ同じように再資源化原料として売却先へ出荷されます。

破碎機、磁選機及びふるい機にて発生しました粉じんは機械内で収集されます。各機械で発生した粉じんはダクトを通りましてサイクロン及び集じん機にて粉じんを取り除いて空気となりまして、大気中に放出されます。

がれき類の処理フローに関しましても同様の工程となります。処理する破碎機等に関しましては、廃プラスチック類及びがれき類どちらも同じ機械にて処理を行います。廃棄物の保管状況等によりまして、日にちや時間帯を分け、それぞれ処理を行うこととなります。

こちらは破碎施設の平面図です。先ほどの工程を行う上で、機械類全体は建築物の中に設置

しまして、さらに破砕機は防音壁で覆いまして、外部への影響を軽減するための対策を行っております。

参考としまして、事業者が行った騒音及び振動についての生活環境影響調査の結果を御報告いたします。

本計画の敷地は騒音規制法及び振動規制法上の対象区域にはありませんが、環境影響評価におきまして、周辺状況を考慮し、騒音規制法、振動規制法の規制基準を目標値といたしまして設定し、その値を満たしております。当施設が周辺環境に及ぼす影響は軽微であり、生活環境保全上支障がないものと環境部局からの報告を受けております。

以上で第4号議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問または御意見はございませんでしょうか。

○9番 必要な手続ですけれども、交通発生量は非常に少ないということでしたけれども、現在の渋滞状況ですね。JRから加古川バイパスなり姫路幹線のほうに、1車線でありますから、なかなか回れないため、旧2号線のところからずっと渋滞で、私も通りますけど20分はかかるんですね、渋滞になって。特に時間帯によって、朝の10時ごろとかすごい渋滞で、大型車が多いのですから大変なんです。だから僕はこの施設自身はいいと思います。当然だろうと思えますけれども、あの近辺の交通の解消について、もう少し車線を広げるとか何か方法を講じてやっていただければ非常にいいんじゃないかなと思います。

○議長 いかがでしょうか。

○事務局 先ほど申し上げましたとおり、本施設による影響は少ないということでございますけれども、委員のおっしゃるとおり、常時、混雑しているという状況はございます。ただ、一部別で平成22年度の道路交通センサスによりまして、混雑度を見てみますと、実際の状況というところは別でございますけれども、混雑度100ということ渋滞としますと、平成22年度の調査になりますけれども混雑度は51%というようになっております。計算上はそういうふうになっていると、実際上は時間帯によっては混んでいるという場合は認識してございますけれども、念のためということで、そういうデータもあります。

○9番 大型車は、大阪府からの県道のほうからも全然乗れないのです。それで渋滞が旧2国を超えて、JRの上のところ、さらにその下まで渋滞。私が抜けようと思っても抜けられないんです。だから時間帯によって50%ということは、いいときだけだと思いますから、一度検討し

ていただくようお願いしておきたいと。施設自身は問題ない、必要な手続だろうと私は思っています。

○議長 ほかに御意見ございますでしょうか。御質問等ございますでしょうか。

御質問がほかにございませんので、それではお諮りをいたします。

第4号議案、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり可決いたします。

以上で、本日予定しておりました議案は全て終了いたします。

それではこれをもちまして、平成29年度第1回都市計画審議会を閉会いたします。

皆様方には熱心な御審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 午後 3時04分